

令和3年4月25日 第3種郵便物認可
2021年 春季号
第48号
みらい川崎市議会議員団
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第二庁舎内
TEL.044-200-3355
FAX.044-245-4135



みらい川崎市議会議員団 川崎市議会議員 立憲民主党
おだかつひさ PRESS



新型コロナ感染症特集

川崎市の主な取り組みと課題について
(内容は4月1日時点)

緊急事態宣言が、3月21日に解除されました。しかし、感染者が下げ止まらず、感染力が強い「変異ウイルス」感染拡大への備えなど、気を緩めることはできません。4月1日には、大阪府、兵庫県、宮城県に「まん延防止措置」が適用されました。

病床の空き具合は一応、改善していますが、医療従事者の負担が大きくなる重症者は多い状態が続いたままです。

第4波に備えて、医療提供体制の確保を最優先に、「長丁場」の覚悟を持って向き合うことが必要です。

川崎市の医療提供体制について

3月17日現在、市内のコロナ患者「即応病床」(感染者を受け入れることのできる病床)は223床、そのうち重症用は30床です。

中等症と重症の人が入院の対象です。

コロナ病床20床を整備する場合、一般病床の40床分の人員、スタッフが必要と言われます。

そこで県と連携しながら、感染状況の「フェーズ」に応じた即応病床数を試算し、市内病院のそれぞれに提案、協議を行い確保に努めています。

求められるのは、医療従事者のさらなる確保です。医療需要の低い診療科の縮小や、不急の手術の延期などによって、コロナ病床の人員の確保に協力をいただいています。

新規に医師や看護師を採用する場合には、国や県の入件費への補助制度の活用を勧めています。

川崎市における医療の状況

<市内コロナ陽性受入れ病床の推移>

		11/14 (医療アラート前)	12/31	1/18	2/15	3/17 (現在)
陽性者	病床	73床	138床	155床	223床	223床
(うち重症)		18床	30床	30床	30床	30床

<市内病院の患者状況の推移>

		11/14 (医療アラート前)	12/31	1/18	2/15	3/17 (現在)
陽性	入院者	65人	96人	141人	98人	46人
(うち重症)		10人	17人	20人	5人	5人

(過去最多に)

自宅および宿泊療養者に対するフォローアップ

自宅療養中に死亡した事案が、川崎市においても発生しています。

「陽性」と判明した当初は、発熱のみの症状で「入院の必要がない」と判断されながら、翌日に容態が急

変して病院へ救急搬送され、死亡されたものです。

陽性者が急増した病床ひっ迫時には「入院待機」の自宅療養者が発生していましたが、その後の即応病床の増床や新規患者の減少により、現在は発生していません。

入院待機者が発生した場合には、軽症者や無症状の自宅療養者とは別に、リスクが高い人に「健康観察」を行うことになっています

県は、自宅療養者の健康観察対象者について、血中酸素飽和度が93%以下の人や入院待機者などの「ハイリスク者」と、40歳以上に重点化しています。

年齢にかかわらず、全員の陽性者に対して1日1回、LINEやAIコールを用いて健康観察を行うとともに、ハイリスクの人には、保健師が血中酸素飽和度などを日々聞き取り、健康状態の確認を行い、療養中の体調変化時においては、県の療養サポート窓口や自宅療養者に通知される神奈川県コロナ119番(自宅療養者にのみ通知)に連絡できる体制になっています。

ハイリスク者でない39歳以下には、パルスオキシメーターの貸与が原則としてなくなります。そのため、県任せではない川崎市の独自のフォローアップが必要となることから、区の保健所は、県の基準に該当しない39歳以下で、パルスオキシメーターが必要と判明した人への貸し出しや、実態にあわせたフォローを行なっています。

また、県の健康確認ができなかった場合、県から連絡を受けて、市の担当者が直接確認を行うなど、県との連携体制を構築していることです。

自宅療養者の中でも、高齢感染者の見守り強化は重要です。認知機能の低下、聴力に不安を抱える人の対応が求められるからです。

モバイル機器などの操作が難しい人には、電話により直接健康状態を確認したり、直接自宅を訪問して安否確認をとる態勢になっています。

基礎疾患がある自宅での高齢感染者対策としては、かかりつけ医と連携したオンライン診療や薬の処方などに取り組んでいるところです。

「軽症」および「無症状」の人の宿泊療養施設について

少なくとも市内に1か所は確保すべきであると提案してきました。

やっと2月25日から、中原区の「リッチモンドホテル」を供用することになりました。



ました。受け入れ可能室数は247室です。事務職と看護職が常駐します。感染症の専門家の指導の下、感染防止対策に万全を期すように求めています。

高齢者施設等の入所者の入院対応について

川崎市の入院調整については、健康福祉局医療調整本部が担っています。

1月22日に市内高齢者福祉施設管理者、および市内障害児者福祉施設管理者に対して「新型コロナまん延期における施設内陽性者の入院対応について」との依頼文を発出しています。

これは、緊急性のない施設内陽性者については、119番通報を自粛し、自施設内で療養継続を求めるもので、医療施設ではない介護施設等で「留置」するとの方針です。

このような行政文書の発出は、横浜市をはじめ近隣の他都市では見当たりません。さらに、施設内陽性者の保健所への入院依頼の条件が「呼吸投与なしで血中酸素飽和度が92%未満」となっていました。一方、県感染症対策協議会が基準とする指標によると、93%以下がハイリスク者として保健師が電話で状況を確認する指標となっています。川崎市と県とで施設内陽性者等の生命に直接関わる運用面で、違いがあることも明らかになったのです。

困惑した施設関係者からの要請により、担当部局に説明会の開催を要請し、急きょ1月27日に事業者向けの説明会が開催される事態となりました。

説明会においては、各施設長から多くの懸念事項が示されています。事実上のトリアージの判断を介護施設が強いられている実態だったのです。

さらに「認知症の方、徘徊される方の入院については、これまで優先度が高いとされていたのに、医療機関側から断られてしまう」との切実な要望などが出来ました。早急な改善を求め、2月12日に「血中酸素飽和度が95%を下回る方の入院調整」へと、対象と運用を改めさせました。幸い現在感染者はおりませんが、今なお、介護施設で感染者を療養(留置)させる方針に変更はありません。

そこで、入所者および介護従事者等に恒常にPCR検査を行うことを提言してきました。その結果、介護従事者については、今年度は2週間おきに1人3回を限度に、定期的に検査を受けることが可能になりました。また新規入所者の入所時のPCR検査の仕組みもスタートしました。

高齢者の入所施設で感染者のクラスターが発生しないように運用の推移を厳しく見ていく。

裏面へ続く